

庁名 和歌山家庭裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料										備考
		郵便切手の場合									予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
成年後見 制度に関 する審判	後見開始	2		20		10		10	20	4100円	4100円	候補者1人増すごとに 1,220円分追加 (内訳) 500円2枚 110円2枚
	保佐開始	4		22		10		10	20	5320円	5320円	候補者1人増すごとに 1,220円分追加 (内訳) 500円2枚 110円2枚
	補助開始	4		22		10		10	20	5320円	5320円	候補者1人増すごとに 1,220円分追加 (内訳) 500円2枚 110円2枚
	任意後見監督人選任	2		20		10		10	20	4100円	4100円	候補者1人増すごとに 1,220円分追加 (内訳) 500円2枚 110円2枚
	成年後見人 (保佐人,補助人)選任	2		20		10		10	20	4100円	4100円	候補者1人増すごとに 1,220円分追加 (内訳) 500円2枚 110円2枚
	成年後見監督人(保佐監督人, 補助監督人)選任	2		20		10		10	20	4100円	4100円	候補者1人増すごとに 1,220円分追加 (内訳) 500円2枚 110円2枚
	成年後見人 (保佐人,補助人)辞任許可	2		20		10		10	20	4100円	4100円	※選任申立てと同時に 行う場合は、郵便切手 の予納額は 1,220円 (内訳) 500円2枚 110円2枚
	成年被後見人(被保佐人,被補 助人)の居住用不動産処分許可			1						110円		
	特別代理人選任 (被後見人のための)			5						550円		
	臨時保佐人選任			5						550円		
	臨時補助人選任			5						550円		
	成年後見人(保佐人,補助人)の 報酬付与			1						110円		
	成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送嘱託	2		4						1440円	1440円	嘱託先1が所増す ごとに110円追加
	成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送嘱託取消し・変更	2		4						1440円	1440円	嘱託先1が所増す ごとに110円追加
	成年被後見人の死亡後の死体 の火葬又は埋葬に関する契約の 締結その他相続財産の保存に 必要な行為についての許可			1						110円		
	成年後見監督人・保佐監督人 ・補助監督人 辞任許可	2		20		10		10	20	4100円	4100円	※選任申立てと同時に 行う場合は、郵便切手 の予納額は 1,220円 (内訳) 500円2枚 110円2枚
成年後見人・保佐人・補助人・ 成年後見監督人・保佐監督人 ・補助監督人 解任	2		20		10		10	20	4100円	4100円	※選任申立てと同時に 行う場合は、郵便切手 の予納額は 1,220円 (内訳) 500円2枚 110円2枚	
保佐人・補助人に対する特定の 法律行為に関する代理権付与	4		22		10		10	20	5320円	5320円		
保佐人・補助人の同意を要する 行為の定め	4		22		10		10	20	5320円	5320円		
後見開始・保佐開始・補助開始 の各取消	4		22		10		10	20	5320円	5320円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料										備考
		郵便切手の場合									予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
成年後見制度に関する審判	保佐人・補助人に対する特定の法律行為に関する代理権付与の取消	4		22		10		10	20	5320円	5320円	
	保佐人・補助人の同意を要する行為の定めの指定取消	4		22		10		10	20	5320円	5320円	
	財産目録調整期間の伸長			1						110円		
	管理計算期間の伸長			1						110円		
	保佐人又は補助人の同意に代わる許可			5						550円		
	後見命令	2		20		10		10	20	4100円	4100円	
	保佐命令, 補助命令	4		22		10		10	20	5320円	5320円	
	後見命令・保佐命令・補助命令の各取消	4		22		10		10	20	5320円	5320円	
	成年後見人等の職務執行停止, 職務代行者選任及び取消	4		22		10		10	20	5320円	5320円	
	財産管理者の選任及び選任取消, 財産管理等に関する指示及び指示取消	2		22		10			10	4020円	4020円	左記の郵便切手予納額は、当該申立てのみ行う場合の金額 ※後見命令等申立てと同時にを行う場合は、1220円（内訳） 500円×2 110円×2
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任	2	2	15						3010円	3010円	
	不在者の財産管理人の権限外行為許可			1						110円		
	失踪宣告	2		25		4			10	4050円	4050円	
	失踪宣告取消	2		25		4			10	4050円	4050円	
	財産管理人報酬付与			1						110円		
親子に関する審判	未成年後見人選任	2		22		10			10	4020円	4020円	候補者1人増すごとに1,220円分追加（内訳） 500円2枚 110円2枚
	子の氏の変更許可			1						110円		
	養子縁組許可			5						550円		
	死後離縁許可	2		10		4			10	2400円	2400円	
	特別養子適格の確認	8		30		10			10	7900円	7900円	養親候補者による申立ての場合及び児童相談所長による申立ての場合ともに金額及び内訳は同様
	特別養子縁組の成立	4		25		10			10	5350円	5350円	
	特別代理人選任（親権者とその子との利益相反の場合）			10						1100円	1100円	
	親権者変更（親権者行方不明（死亡）等の場合）	2		10		4			10	2400円	2400円	
	特別養子縁組の離縁	4		25		10			10	5350円	5350円	
	親権喪失, 親権停止又は管理権喪失の宣言	2		20		4			10	3500円	3500円	
	児童福祉施設収容の承認	4		15						3650円	3650円	※監護者・親権者が2名の場合は、1220円分追加（内訳） 500円×2 110円×2
	収容期間更新の承認	4		15						3650円	3650円	※監護者・親権者が2名の場合は、1220円分追加（内訳） 500円×2 110円×2
相続に関する審判	相続の放棄の申述			3						330円		
	相続の限定承認の申述			5						550円		左記の予納郵便切手の額は、申述人1名あたりの額
	相続の承認又は放棄の期間の伸長			3						330円		
	相続財産清算人の選任	2	2	5						1910円	1910円	
	特別縁故者に対する相続財産分与	4		15						3650円	3650円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料									備考	
		郵便切手の場合										予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要
		500円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
相続に関する審判	遺言書の検認			4						440円		左記の郵便切手予納額は、申立人及び相続人が各1名の場合 申立人又は相続人が1名増えるごとに220円分追加 (内訳) 110円2枚
	遺言執行者の選任	2		10		4			10	2400円	2400円	
	遺留分放棄の許可			5						550円		
	遺留分の算定に係る合意の許可	4		10						3100円	3100円	左記の郵便切手予納額は、当事者2名の場合 推定相続人が1名増えるごとに1440円分追加 (内訳) 500円2枚 110円4枚
	寄与分		1	10		2			10	1480円	1480円	
	遺産分割	4		14		20			20	4740円	4740円	左記の郵便切手予納額は、当事者2名の場合 当事者が1名増えるごとに2370円分追加 (内訳) 500円2枚 110円7枚 50円10枚 10円10枚
	推定相続人廃除	4		15		4			10	3950円	3950円	
	遺言確認	2		10		4			10	2400円	2400円	
	遺言執行者辞任・解任	2		10		4			10	2400円	2400円	
	相続人捜査公告			2						220円		
財産清算人報酬付与			1						110円			
保護者選任に関する審判	保護者選任			1						110円		
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可	2		10		4			10	2400円	2400円	
	氏の振り仮名の変更許可			5						550円		
	名の変更許可			5						550円		
	名の振り仮名の変更許可			5						550円		
	戸籍訂正許可	2		10		4			10	2400円	2400円	
	性別の取扱いの変更	4		10		4			10	3400円	3400円	
	就籍許可	2		10		4			10	2400円	2400円	
	市町村長の処分に対する不服申立て	2		10		4			10	2400円	2400円	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4	2	10		5			5	3760円	3760円	
調停事件	調停事件(遺産分割以外)		1	10		2			10	1480円	1480円	
	調停事件(遺産分割)	4		14		20			20	4740円	4740円	左記の郵便切手予納額は、当事者2名の場合 当事者1名増えるごとに2920円分追加 (内訳) 500円2枚 110円12枚 50円10枚 10円10枚

カテゴリ	申立ての種類	郵便料										備考	
		郵便切手の場合									予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要		
		500円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
調停事件	277条調停	4	1	14		2			10	3920円	3920円	左記の郵便切手予納額は、当事者2名の場合 当事者1名増えるごとに1220円分追加 (内訳) 500円2枚 110円2枚	
人事訴訟	人事訴訟	10		10					20	20	6700円	6700円	被告が1名増えるごとに1220円分追加 (内訳) 500円2枚 110円2枚
	不動産仮差押	6		4		2	2				3620円	3620円	左記の郵便切手予納額は、債権者及び債務者が各1名の場合 債務者が1名増えるごとに1220円分追加 (内訳) 500円2枚 110円2枚 左記は登記所数が1カ所の場合。登記所1カ所増えるごとに1180円分追加 (内訳) 500円2枚 50円2枚 40円2枚 対象物件に滞納処分がある場合は、処分庁1カ所ごとに110円追加
	債権仮差押	6	1	5							3730円	3730円	左記の郵便切手予納額は、債権者、債務者及び第三債務者が各1名の場合 債務者が1名増えるごとに1220円分追加 (内訳) 500円2枚 110円2枚 第三債務者が1名増えるごとに1290円分追加 (内訳) 500円2枚 180円1枚 110円1枚 第三債務者に陳述催告を行う場合は、第三債務者1名につき700円分追加 (内訳) 500円1枚 110円1枚 50円1枚 40円1枚

カテゴリ	申立ての種類	郵便料										備考
		郵便切手の場合									予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
人事訴訟	自動車仮差押	6		5		2	1			3690円	3690円	左記の郵便切手予納額は、債権者及び債務者が各1名の場合 債務者が1名増えるごとに1220円分追加（内訳） 500円2枚 110円2枚 左記は登記所数が1カ所の場合。登記所1カ所増えるごとに1250円分追加（内訳） 500円2枚 110円1枚 50円2枚 40円1枚
	動産仮差押	4		4						2440円	2440円	左記の郵便切手予納額は、債権者及び債務者が各1名の場合 債務者が1名増えるごとに1220円分追加（内訳） 500円2枚 110円2枚
	不動産処分禁止仮処分	6		4		2	2			3620円	3620円	左記の郵便切手予納額は、債権者及び債務者が各1名の場合 債務者が1名増えるごとに1220円分追加（内訳） 500円2枚 110円2枚 左記は登記所数が1カ所の場合。登記所1カ所増えるごとに1180円分追加（内訳） 500円2枚 50円2枚 40円2枚
	不動産占有転移禁止仮処分	4		4						2440円	2440円	左記の郵便切手予納額は、債権者及び債務者が各1名の場合 債務者が1名増えるごとに1220円分追加（内訳） 500円2枚 110円2枚
	要審尋事件	6		11		5		5		4560円	4560円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料										備考
		郵便切手の場合									予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
その他手続	間接強制	4		15		5			5	3950円	3950円	
	即時抗告	2		15	5	5		5	5	3550円	3550円	左記の郵便切手予納額は、当事者双方の合計が2人までの場合 当事者1人増えるごとに2100円分追加（内訳） 500円2枚 50円3枚 110円6枚 20円3枚 100円2枚 10円3枚
	移送申立て	4		4						2440円	2440円	
	履行命令	2		15		5			5	2950円	2950円	
審判前の保全処分	【遺産分割】 財産管理者選任及び選任取消、 財産管理に関する指示及び指示取消	2		4						1440円	1440円	左記の郵便切手予納額は当事者2名の場合 当事者が1名増えるごとに110円追加
	【特別養子縁組事件】 親権者・未成年後見人の職務執行停止・職務代行者選任及び取消	4	2	14		10			10	4500円	4500円	左記の郵便切手予納額は、親権者1名の場合 親権者が1名増える場合、1220円分追加（内訳） 500円2枚 110円2枚
	【親権者指定・親権者変更・親権喪失・管理権喪失事件】 親権者の職務執行停止・親権代行者選任及び取消	4	2	14		10			10	4500円	4500円	左記の郵便切手予納額は、親権者1名の場合 親権者が1名増える場合、1220円分追加（内訳） 500円2枚 110円2枚
	不動産仮差押	6		5		2	1			3690円	3690円	申立人（債権者）が交付送達の場合、1220円分（500円2枚及び110円2枚）不要 相手方が1名増えるごとに1220円分（内訳同上）追加 左記は登記所数が1カ所の場合。登記所1カ所増えるごとに1250円分追加（内訳） 500円2枚 110円1枚 50円2枚 40円1枚 登録免許税が10万円を超えるときは、不足分追加（5万円ごとに20円） 対象物件に滞納処分がある場合は、処分庁1カ所ごとに110円追加

カテゴリ	申立ての種類	郵便料										備考
		郵便切手の場合									予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
審判前の 保全処分	債権仮差押	6	1	5						3730円	3730円	左記の郵便切手予納額は、債権者、債務者及び第三債務者が各1名の場合 申立人（債権者）が交付送達の場合は、1220円分（500円2枚及び110円2枚）不要 相手方が1名増えるごとに1220円分追加 第三債務者が1名増えるごとに1290円分追加 （内訳） 500円2枚 100円2枚 50円1枚 40円1枚 第三債務者に陳述催告を行う場合は、第三債務者1名につき700円分追加 （内訳） 500円1枚 110円1枚 50円1枚 40円1枚
	動産仮差押	4		4						2440円	2440円	左記の郵便切手予納額は、債権者及び債務者が2名の場合 申立人（債権者）が交付送達の場合は、1220円で足りる 相手方が1名増えるごとに1220円分追加 （内訳） 500円2枚 110円2枚
	不動産処分禁止仮処分	6		5		2	1			3690円	3690円	申立人（債権者）が交付送達の場合は、1220円分（500円2枚、110円2枚）不要 相手方が1名増えるごとに1220円分追加 （内訳同上） 左記は登記所数が1カ所の場合。登記所1カ所増えるごとに1250円分追加 （内訳） 500円2枚 110円1枚 50円1枚 40円1枚 登録免許税が10万円を超えるときは、不足分追加（5万円ごとに20円）

カテゴリ	申立ての種類	郵便料										備考
		郵便切手の場合									予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
審判前の 保全処分	不動産占有転移禁止仮処分	4		4						2440円	2440円	左記の郵便切手予納額は、債権者及び債務者が2名の場合 申立人（債権者）が交付送達の場合は、1220円（500円2枚、110円2枚）で足りる 相手方が1名増えるごとに1220円分追加（内訳） 500円2枚 110円2枚
	【仮の地位を定める仮処分】 婚姻費用・養育費・扶養料仮払い 監護者指定・子の引渡し等・仮分割の仮処分等	4	1	9		5		5		3520円	3520円	当事者が2名を超える場合には、1名増えるごとに1760円追加（内訳） 1220円1組、180円1枚、（110円+50円+20円）×2組
	【児童福祉法第28条の 家庭裁判所の承認事件】 面会・通信の制限	4		14						3540円	3540円	相手方が1名増えるごとに1220円追加（内訳） 500円2枚 110円2枚